

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2014年3月12日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：エルサルバドル 担当：農村開発部  
案件名：東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト

1 契約予定期間：2014年5月中旬～2018年5月中旬

2 参加要件

海外における農産物流通改善及び営農技術普及に係る調査業務またはプロジェクトでの業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス(予定)

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年3月26日から2014年3月28日17:00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。(冒頭留意事項2.参照)

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年3月26日から2014年3月31日23:59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2014年4月11日12:00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知 : 4月下旬

(5) 契約交渉 : 4月下旬～5月上旬

5 業務の目的

エルサルバドル共和国(以下、「エルサルバドル」)では、農業はGDPの約12.7%を占めており、労働人口の約22%がそこに従事する重要な産業である。エルサルバドルでは、1979年以降、ゲリラ勢力と政府軍との間で内戦が続いたが、1992年に和平合意した後は、帰還兵・帰還難民の経済的自立と農業振興を目的とした農業改革が実施され、土地の細分化が進んだ。そのため、農民の多くは零細(農地面積3ha以下で、自給自足のための農業生産を主として行う農家層)であり、全農民の約80%を占めている状況である。これら零細農民は、市場・金融へのアクセスや生産技術を有せず、農村部の貧困層を形成している。

中でもそのような問題が顕著なのが東部地域(ウスルタン県、サン・ミゲル県、モラサン県、ラ・ウニオン県)であり、零細農民の割合が高い最貧地域となっている。同地域では、主としてトウモロコシ等の基礎穀物の他に、ピーマンやトマト等の野菜類が生産されており、零細農民の多くも自給用の野菜を栽培し、一部を販売している。同地域は他地域と比較して農業生産性が低いことから、零細農民の農業生産技術指導による農業生産性向上のための取り組みが進められている。これら零細農民への農業技術指導については、農業・林業分野の技術研究開発と普及を担う国立農牧林業技術センター(以下、「CENTA」)が実施しており、近年の同センターの活動により、有機農法や簡易ハウスを用いた栽培技術が普及しつつある。

その一方で、当該地域の零細農民による市場や技術へのアクセスは未だに限定的である。そのため多くの零細農民・農業協同組合は、生産物を大手流通業者以外の仲買人に販売しており、大手流通業者への販売を通じたスーパーマーケット等への販路を持っていないのが実態である。このような状況を改善するためには、零細農民の組織化や市場のニーズに合致した品質・量の農産物を生産することにより価格交渉力の強化を行うとともに、バリューチェーンにおける上流から下流(卸売、小売等)への販路を構築・強化することが課題となっている。

上記の背景を踏まえ、エルサルバドル国政府は、当該分野の経験を有する我が国に対し、農牧省をカウンターパート(C/P)機関とし、市場アクセスの改善のための支援能力強化と生産技術普及体制のさらなる強化を目的とした技術協力を要請した。JICAは2013年8月に詳細計画策定調査を実施し、その結果として、プロジェクトの枠組みに関する討議議事録(R/D)が2014年2月に署名された。本業務はこのR/Dに基づき、農牧省アグリビジネス課及びCENTAをC/Pとして、技術協力「東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト」を実施することにより、期待されるアウトプットを発現し、プロジェクト目標を達成することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) プロジェクト概要

ア. 上位目標

東部地域の野菜生産農家グループの野菜販売による収益性が向上する。

イ. プロジェクト目標

対象野菜生産農家グループの野菜販売による収益性が向上する。

ウ. 期待される成果

成果1：対象野菜生産農家グループ、スーパーマーケット等の関係強化を通じて対象野菜生産農家グループの市場適応力が改善される。

成果2：市場のニーズに応じた生産を行うための有用栽培技術・経営改善手段が対象野菜生産農家グループに採用

される。

エ. 業務対象地域

エルサルバドル東部4県（ウスルタン県、サン・ミゲル県、モラサン県、ラ・ウニオン県、人口：約140万人）

オ. 相手国対象機関

農牧省アグリビジネス課、国立農牧林業技術センター（CENTA）

(2) 業務内容

本プロジェクトでは、対象農家の野菜販売による収益性向上という目標を達成するために、成果1の活動として、対象農家グループ、スーパーマーケット関係者、農牧省アグリビジネス課が協同して市場流通強化のためのアクションプランを作成し、作成されたアクションプランに基づく活動を実践することを主要要素として想定している。アクションプランの作成においては本邦研修を活用し、日本で実践されている契約栽培において農家、農業協同組合、スーパーマーケット、行政がどのような役割を担っているかを学ぶ。それを踏まえて、スーパーマーケットや農牧省がどのように連携すれば互恵関係を築けるかを、ワークショップを通して検討し、その結果を1年間の営農及び市場流通改善に関するアクションプランに反映させ、エルサルバドルにて実践する。上記の一連の活動を、異なる農家グループを対象にプロジェクト期間中に3回実践することにより、市場流通改善を通じた対象農家グループの収益性向上を目指す。

成果1の活動は本プロジェクトで新規に取り組む内容であり、プロジェクトの基幹をなす活動となることから、当該活動に十分な人的・物的投入を行う必要がある。一方で、成果2に関連する活動は2008年から2012年まで実施された「東部地域零細農民支援プロジェクト」（以下、「PROPA」）において普及した各種農業技術のさらなる定着を目的としており、PROPAの実績を活用した活動内容を想定している。

現時点で想定される各年次の活動内容は以下のとおり。

第1年次(2014年5月から2015年3月までを想定)

- ア ワークプラン(第1年次)の作成・協議
- イ プロジェクト・アプローチの合意
- ウ 第1活動サイクル対象農家グループ(10グループ)の選定方法の合意
- エ ベースライン調査の実施と対象農家グループの選定
- オ 本邦研修の実施とアクションプランの作成
- カ 農家グループ毎の詳細アクションプランの作成
- キ アクションプランに基づいた活動の実施モニタリング
- ク 技術普及活動の実施
- ケ 第2活動サイクルのためのベースライン調査の実施と対象農家グループ(20グループ)の選定
- コ プロジェクト業務進捗報告書(第1年次)の作成及び報告

第2年次(2015年4月から2016年3月までを想定)

- ア ワークプラン(第2年次)の作成・協議
- イ 第1活動サイクルの活動報告会の実施
- ウ 本邦研修の実施とアクションプランの作成
- エ アクションプランに基づいた活動の実施モニタリング
- オ 技術普及活動の実施
- カ 第1活動サイクル対象農家グループの活動モニタリング
- キ 第2活動サイクルのためのベースライン調査の実施と対象農家グループ(20グループ)の選定
- ク プロジェクト業務進捗報告書(第2年次)の作成

第3年次(2016年4月から2017年3月までを想定)

- ア ワークプラン(第3年次)の作成・協議
- イ 第2活動サイクルの活動報告会の実施
- ウ 本邦研修の実施とアクションプランの作成
- エ アクションプランに基づいた活動の実施モニタリング
- オ 技術普及活動の実施
- カ 第2活動サイクル対象農家グループに対する活動モニタリング
- キ プロジェクト業務進捗報告書(第3年次)の作成

第4年次(2017年4月から2018年5月までを想定)

- ア ワークプラン(第4年次)の作成・協議
- イ 技術普及活動の実施
- ウ 第3活動サイクルの活動報告会の実施
- エ 第1及び第2活動サイクル対象農家グループに対する活動モニタリング
- オ エンドライン調査の実施
- カ プロジェクト業務完了報告書の作成

7 成果品等

- (1) 業務進捗報告書(第1年次) (2015年3月上旬)

- (2) 業務進捗報告書(第2年次) (2016年3月上旬)
- (3) 業務進捗報告書(第3年次) (2017年3月上旬)
- (4) 業務完了報告書(第4年次) (2018年4月下旬)

#### 8 主要な分野及び評価対象予定者

- ア 総括/農産物流通改善(評価対象予定者)
- イ 計画策定/研修監理(評価対象予定者)
- ウ 有用農業技術普及
- エ 業務調整/アクションプラン実施支援

#### 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定。
- ・2013年8月に詳細計画策定調査実施済み。
- ・2014年2月に基本合意文書(R/D)締結済み。
- ・詳細計画策定調査報告書(案)を貸与資料とする予定。
- ・応募者によるプレゼンテーションを実施予定。
- ・本案件の専門家は、日本国政府の施策「緑の未来協力隊」( )のひとつとして位置づけられる。専門家としての活動自体は通常の技術協力と同様であるが、「緑の未来協力隊」への趣旨を理解し、緑の未来協力隊ホームページへの活動記録の公表等、広報活動について協力を行う(右協力の有無による契約金額等の変動はない)。

緑の未来協力隊：日本政府は、平成24年6月の国連持続可能な開発会議(リオ+20)での玄葉大臣の政府代表演説の中で、環境未来都市の世界への普及、世界のグリーン経済への移行、強靱な社会づくりの3本柱を中心とする貢献策「緑の未来」イニシアティブを発表。グリーン経済への移行のための具体的支援の一環として、今後3年間で1万人規模の「緑の未来協力隊」を編成して途上国の人づくりに協力することを表明した。

緑の未来協力隊ホームページ：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/mmk/index.html>

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。